

令和5年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

令和5年2月27日

生駒市教育委員会

令和5年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第2号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市学校医の委嘱について)	1
議案第6号	生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	2
議案第7号	令和5年度予算編成について	3
議案第8号	令和5年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	4
議案第9号	令和5年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について	16
議案第10号	令和5年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	17
議案第3号	令和5年度生駒市学校教育の目標について	18

報告第2号

臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市学校医の委嘱について)

生駒市学校医の委嘱について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、令和5年2月17日に、次のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年2月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

委嘱：令和5年2月17日付け（任期：令和5年3月31日まで）

職 名	推薦団体	氏 名	学校名
学校医	生駒市医師会	竹網 庸仁	鹿ノ台中学校

議案第 6 号

生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市学校運営協議会規則（令和 2 年 3 月生駒市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、同項第 1 号中「児童」を「幼児、児童」に改め、同条第 2 項中「校長」を「校長（園長を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和 5 年度予算編成について

令和 5 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 8 号

令和 5 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について

令和 5 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 4 年度生駒市一般会計補正予算（第 11 回）
- ・ 生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	私立保育所運営等助成	1,600
教育費	幼稚園費	幼稚園管理運営	1,600

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	保健体育費	体育施設整備事業	30,711	体育施設整備事業	174,487

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
体育施設 整備事業	82,700	証書借入 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換 えることができ る。	144,600	証書借入 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換 えることができ る。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
5 教育費国庫補助金	27,755	31,034	58,789	5 保健体育費補助金	31,034	体育施設トイレ改修事業補助金
計	3,195,766	31,034	3,226,800			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
7 教育債	82,700	61,900	144,600	1 保健体育債	61,900	体育施設トイレ改修事業債
計	1,855,400	66,700	1,922,100			

歳出

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定 国庫支出金	地方債 財源 その他	一般財源	区 分 金 額	
2 体育施設費	386,038	143,776	529,814	31,034 (国補)	61,900	50,842	14 工事請負費	各体育施設改修工事
計	1,992,753	143,776	2,136,529	31,034	61,900	50,842		



議案第 15 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成 20 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表位置の欄中「西旭ヶ丘」を「西旭ヶ丘」に、「桜ヶ丘」を「桜ヶ丘」に改める。

第 3 条の表位置の欄中「桜ヶ丘」を「桜ヶ丘」に改める。

第 4 条の表位置の欄中「西松ヶ丘」を「西松ヶ丘」に、「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 16 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 26 年 12 月生駒市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指
導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関
する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席

以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による

改正後の生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 第2条の規定による改正後の生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（改正後の家庭的保育事業等基準条例第6条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児（生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に改正後の家庭的保育事業等基準条例第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



議案第 17 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条第 27 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に
改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項
第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号
中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条
第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同
条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」
を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、

同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

（生駒市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第3条 生駒市子ども・子育て会議条例（平成25年6月生駒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第27号の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第9号

令和5年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について

令和5年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第3条の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第10号

令和5年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和5年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の
おり提出する。

令和5年2月27日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 3 号

令和 5 年度生駒市学校教育の目標について

令和 5 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

